

静岡県告示第725号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年11月26日

静岡県知事 鈴木康友

1 定期検査日程

検査区域 富士宮市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
1月7日(火)	午前10時30分～正午	猪之頭公園駐車場	富士宮市猪之頭1010
	午後1時30分～午後3時	上井出出張所駐車場	富士宮市上井出631
1月8日(水)	午前10時30分～正午	北山出張所駐車場	富士宮市北山1584-1
	午後1時30分～午後3時	上野出張所駐車場	富士宮市下条141
1月9日(木)	午前10時30分～午後3時	富丘交流センター駐車場	富士宮市青木300-1
1月10日(金)	午前10時30分～午後2時	芝川B&G海洋センター駐車場	富士宮市西山858
1月14日(火)	午前10時30分～午後3時	富士宮市役所駐車場	富士宮市弓沢町150
1月15日(水)	午前10時30分～午後3時		
1月16日(木)	午前10時30分～正午	南部公民館駐車場	富士宮市黒田345-2
	午後1時30分～午後3時	富士宮市役所駐車場	富士宮市弓沢町150
1月17日(金)	午前10時30分～午後3時		
1月20日(月)	午前10時30分～午後3時		
1月21日(火)	午前10時30分～午後2時		

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和7年1月10日から令和7年1月31日までの間に実施する。

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会